

F C大阪 2025 プレミアムファンクラブ会員規約

第1章 総則

(会員規約)

第1条 この規約は、株式会社F.C.大阪（以下「当クラブ」といいます。）が運営する「FC大阪プレミアムファンクラブ」（以下「本会」といいます。）に関して、第2章に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

(この規約の範囲)

第2条 当クラブの公式サイト上への掲載、電子メール、会報等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により、当社が提示するこの規約以外の諸規程（以下「諸規程」といいます。）も、その名目の如何にかかわらず、この規約の一部を構成するものとします。

② この規約本文の定めと、諸規程の定めとが異なる場合は、当該諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

(この規約の内容及びサービスの変更)

第3条 当社は、この規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「サービス」といいます。）の内容を、会員の事前の了承を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

(会員への通知方法)

第4条 この規約及びサービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当クラブの公式サイト上への掲載、電子メール、会報等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力を生じるものとします。

第2章 会員

(会員)

第5条 会員とは、この規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所が日本国内にある方に限定するものとします。

② 会員は、入会申込の時点で、この規約の内容に合意しているものとみなされます。

(入会の承認及び取消)

第6条 当社は、前条の入会申込者が次の各号の一に該当する場合を除いて、その申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第15条第2項の定めにより年会費を返却しません。

(1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2) 入会申込者が実在しない場合

(3) 入会申込者による入会申込みの目的が、いわゆるダブ屋行為（入場券等の不当な売買行為）又はショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダブ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合

(4) 入会申込者がいわゆる暴力団員、構成員や関係者であると当社が認める場合

(5) 過去に本会等の当社が提供するサービスにおける会員資格を取り消された実績がある場合

(6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合、本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード又は銀行等預金口座の使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

(7) 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(8) この規約に違反した場合

(9) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

(会員資格の有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、2025年2月1日から2026年1月31日までとします。

(会員資格の更新)

第8条 会員は当社が指定した期間内において更新手続（当社が会員に対し送付する資料にその方法及び期日を記載します。）を行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。

② 会員が前項より前条の有効期間を更新する場合に限り、更新前の次条第2項の会員番号を更新後も承継するものとします。

(会員証の発行及び紛失、盗難等)

第9条 当社が第6条の入会を承認する場合、会員証を発行し、会員に貸与します。

② 第1項の会員証の発行の際、当社が会員毎に会員番号（以下「会員番号」といいます。）を設定します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。

③ 会員証は、その裏面に会員名が記載されたご本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際して必ずご提示いただくこととし、当該ご提示がない場合、サービスを受けることができないこととします。

④ 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第25条記載の「FC大阪ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。

⑤ 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望される場合、再発行手数料2,200円（税込）を当該ご希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。ただし、この場合、会員番号は当該再発行前の会員番号と別のものとなる可能性があります。

(譲渡等の禁止)

第10条 会員は、会員証、会員番号及びこの規約に基づく会員としての地位を、会員を含むいかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買又は担保に供する等することができません。

(会員個人情報の変更)

第11条 会員は、第5条の入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容を、常に最新の状態で更新するものとし、それらに変更がある場合、速やかにその内容をはがき等の郵便物、電子メール、会員ページの変更等により第25条記載の「FC大阪ファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。

② 会員は、電話連絡により前項の届出を行うことができないこととします。

③ 会員は、その住所の変更の際に郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続に細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。

④ 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名・法人名・団体名を変更することはできないものとします。

⑤ 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

⑥ 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

(退会)

第12条 会員は、随時、所定の手続を行い、会員証を当社に返却することにより本会を退会することができますが、退会と同時にその諸権利を失うものとします。

② 会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡、法人・団体の消滅を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続があったものとして取り扱います。

③ 前2項の場合、第15条第2項の定めにより、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

④ 当社は、本会及びサービスの利用に関し、会員が第3章の会員の義務を怠った場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 会員の義務

(自己責任の原則)

第13条 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

② サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(その他の禁止事項)

第14条 当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

(1) 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(2) 第三者になりすまして本会に入会する行為

(3) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為

(4) 会員証、会員番号、パスワード、入会記念品、入場券、招待券、当選はがき、入場券の当選予約番号、会報等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為

(5) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

(6) 当社又は第三者に不利益を与える行為

(7) 本会の運営を妨げるような行為

(8) 前各号の他、この規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為

(9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第4章 年会費

(年会費)

第15条 第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、33,500円（消費税を含む。）とし、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

② 当社は、第18条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

③ 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第5章 運営

(その他の特典)

第16条 前条以外の特典に関しては、当社が別途定めることとします。

② 電子メール、郵便物等が会員の事情または、会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応をいたしません。

(会員番号等の停止等)

第17条 当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号等の使用を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合

(2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあるとき当社が認める場合

(3) 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあるとき当社が認める場合

(4) その他当社が緊急性が高いと認める場合

② 当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。（本会の終了）

第18条 当社は、1か月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

② 前項の場合、会員証の当社に対する返却と引換に、当社が別途定める年会費の一部を会員に対して返却いたします。

(免責)

第19条 当社は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第6章 会員情報

(会員に関する情報の取扱い)

第20条 当社は、会員が入会申込時及び第11条に基づき届け出た事項（以下、「会員情報」という。）について、法令に基づき、必要かつ適切な措置を講ずることとします。（会員情報の利用目的）

第21条 会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

(1) 本会における記念品等商品を送達すること

(2) 当社が商品、サービスおよびキャンペーンなどのご案内本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

(3) 当社及び当社が認めた会社等から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

(4) 市場調査、需要予測その他経営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに特定の個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

(会員情報の第三者への提供の制限)

第22条 当社は、会員情報を、前条の利用目的又は次の項目の一に該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者（当社が利用目的の達成に必要な範囲内において、会員情報の取扱いの全部又は一部を委託するものを除く。）に対して提供しないものとします。

(1) 法令に基づき請求される場合

(2) 緊急を要する等のため、会員の同意を得ることが困難であると当社が認める場合

(3) 公的機関から請求される場合

(4) その他サービスの運営上必要であると当社が判断する場合

第7章 その他

(準拠法)

第23条 この規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第24条 当社及び会員は、当社と会員との間でこの規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第8章 問合せ

(問合せ先)

第25条 この規約についてのお問合せ、又この規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒577-0809 大阪府東大阪市永和2-8-28 東大阪商工会議所別館1階 FC大阪ファンクラブ事務局

TEL 06-6264-2411（平日午前10時～午後6時）公式サイト <https://fc-osaka.com>

附則 2025年2月1日施行